永平寺町電子入札運用基準

平成２６年１０月１５日

告示第５２号

(趣旨)

第１条　この基準は、電子入札システムを用いて入札および入札に関する事務を行う場合の事務の取扱いについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）その他の関係法令および永平寺町財務規則（平成１８年規則第３６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

２　この基準は、永平寺町があらかじめ電子入札で行うものとして指定する建設工事およびこれに関連する測量等ならびに機械類の製造（以下「建設工事等」という。）の入札案件に適用する。

（用語の定義）

第２条　この基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

（１）電子入札システム

永平寺町の発注する調達業務を執行するための福井県電子入札システム共同運用による情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）

（２）電子入札

電子入札システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式およびその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札

（３）紙入札

電子入札によらない紙媒体により執行する入札

（４）ＩＣカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証事務を行う者が発行する電子入札用ＩＣカード

（５）電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

（６）契約担当者

永平寺町において契約事務に携わる者

（利用者登録）

第３条　電子入札を行おうとする者は、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

２　利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報、ＩＣカード利用部署情報等とする。

３　電子入札システムに利用者登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合には、直ちに登録内容の変更を行わなければならない。

（電子入札に使用するＩＣカード）

第４条　契約担当者が電子入札に使用するＩＣカードは、別に定めるところにより管理するものとする。

２　入札参加者が電子入札に使用するＩＣカードは、次に該当するものでなければならない。

（１）各入札参加者の永平寺町競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者（以下「代表者」という。）の名義で取得し、そのＩＣカード情報を電子入札システムに利用者登録したもの

（２）入札参加者が、経常的に構成される共同企業体（以下「経常共同企業体」という。）の場合は、代表構成員が単体で電子入札に使用するＩＣカードとは別に、代表構成員の代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を電子入札システムに利用者登録したもの

（３）入札参加者が、特定の入札案件について構成される共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の場合は、代表構成員の入札参加資格者名簿に登載された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を電子入札システムに利用者登録したもの

３　入札参加者がＩＣカードを不正に使用した場合には、当該入札参加者の行った入札を無効とする。

（案件登録）

第５条　契約担当者は、電子入札により行うこととした案件の入札について、案件登録を行う。

２　前項の案件登録は、概要登録、詳細登録および日付登録により行う。

３　入札書受付期間は、原則として、改札日の前々日および前日の２日間とし、その他の期間、日時等は、案件に応じて設定する。

４　案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件の削除、中止または取止めを行った上で、改めて案件登録を行う。

（開札日時の延期および入札の中止）

第６条　案件登録後、開札日時を延期する必要が生じた場合には、入札参加者に対して、開札日時を延期することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに変更後の開札日時を日時変更通知書により通知する。

２ 入札公告、公募公告または指名通知を行った後、やむを得ない理由により入札を中止する必要が生じた場合には、入札参加者に対して、入札を行わないこととしたことを電話等の確実な方法で連絡し、入札執行者は速やかに電子入札システム上で署名を行い、入札中止書を発行する。

（紙入札への変更）

第７条　契約担当者の使用に係る電子計算機の障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用できない場合には、入札執行者は、原則として、入札方法を電子入札から紙入札に変更し、変更時に完了していた電子入札手続の取扱いについては、その有効性を判断して、適切な対応をとる。

（電子入札による資料の送信）

第８条　入札参加資格確認資料、応募資料、積算（工事費）内訳書等（以下「提出資料」という。）については、入札参加者は、電子入札システムによりそれぞれに係る電子ファイルを送信することにより、契約担当者に提出するものとする。

２　入札参加者が電子入札システムにより送信する提出資料の作成に使用する電子ファイルの種類および作成した提出資料を保存する電子ファイルの形式は、次のいずれかとする。ただし、次のいずれかであっても、当該電子ファイルの保存時に損なわれる機能は使用しないものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | ファイルの種類 | 保存するファイル形式 |
| １ | Microsoft Wordファイル | Word2003形式以下 |
| ２ | Microsoft Excelファイル | Excel2003形式以下 |
| ３ | ＰＤＦファイル | Adobe Reader7.0で開けるもの |

３　提出資料に係る電子ファイルを圧縮する場合には、ＬＺＨ形式またはＺＩＰ形式によるものとし、自己解凍方式は認めない。

４　提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明した場合には、次のとおり対応する。

（１）直ちに電子ファイルの閲覧を中止し、当該電子ファイルを送信した者と再提出の方法を協議する。

（２）電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとし、郵送（民間事業者によるものを含む。）または持参（以下「郵送等」という。）による再提出が行われた場合には、契約担当者は郵送等された資料の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

（郵送等による資料の提出）

第９条　提出資料のうち次に掲げるものは、入札参加者に対して郵送等で提出することを求める。

（１）提出資料に係る電子ファイルの容量が３メガバイトを超えるもの

（２）提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの

（３）特定共同企業体協定書

（４）共同企業体の各構成員からの代表構成員に対する委任状

（５）前各号に掲げるもののほか、契約担当者が郵送等によることが必要であると認めたもの

２　入札参加資格確認資料または応募資料が前項に掲げるものを含む場合には、契約担当者は、資料提出者に対して、入札参加資格確認資料または応募資料を構成するすべての資料を一括して郵送等により提出するよう求める。

３　一般競争入札、一般競争入札（事後審査型）（以下「一般競争入札（事後型）」という。）または公募型指名競争入札において郵送等により、入札参加資格確認資料または応募資料を受領したときは、契約担当者は、速やかにその内容の確認を行い、補正等の必要がないときは、受付票を発行する。

（入札参加申込みに伴う手続）

第１０条　一般競争入札、一般競争入札（事後型）または公募型指名競争入札において、入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の送信があった場合には、契約担当者は、第２項に定める受付票を発行する前に、入札参加申込者の業者詳細情報を確認しなければならない。

２　契約担当者は、送信された入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の内容を確認し、補正等の必要がないときは、受付票を発行する。

（入札に関し必要な事項）

第１１条　入札に関し必要な事項は、次項および第３項に規定するものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。

２　入札に関する条件は、次のとおりとする。

（１）入札金額その他入力が必要な事項についての情報ならびに入札者の電子署名および当該電子署名に係る電子証明書が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

（２）契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明確であること。

（３）入札に使用したＩＣカードは、代表者が取得したものであり、かつ、一般競争入札、一般競争入札（事後型）または公募型指名競争入札においては、入札参加資格確認申請時に使用したＩＣカードと同一の代表者のものであること。

（４）電子入札に用いる日時については、電子入札システムにより示される日時を基準とすること。

３　入札に際しての注意事項は、次のとおりとする。

（１）入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要な電子ファイルを添付して送信すること。

（２）入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。

（３）開札手続を進めるに当たっては、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認すること。

（４）入札に使用することを予定している代表者が取得したＩＣカードまたは一般競争入札および公募型指名競争入札において入札参加資格確認申請または応募資料提出に使用した代表者のＩＣカードが失効、閉塞または破損した場合には、入札に参加（一般競争入札（事後型）にあっては入札参加資格確認申請）できないため、予備の同一名義人のＩＣカードを準備するよう努めること。

（５）入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。

（入札の辞退）

第１２条　入札参加者は、入札書受付締切日時前は、いつでも、辞退届を送信して辞退することができる。ただし、入札書を送信した後は辞退できない。

２　入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなす。

（入札書受信確認通知の保管）

第１３条　入札書を送信した者は、入札書を送信した証拠として、入札書受信確認通知を印刷して保管しなければならない。

（入札書受付締切り）

第１４条　入札書受付締切日時を経過した後は、入札書の提出または送信を受け付けない。

（積算（工事費）内訳書の内容の確認）

第１５条　積算（工事費）内訳書の内容の確認は、確認のために必要な時間を勘案して、入札書受付締切日時後、開札までの間に行う。ただし、一般競争入札（事後型）においては、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認と併せて行う。

（開札状況に関する情報提供）

第１６条　開札手続に時間を要する場合には、電子入札システムに進捗状況を登録することにより、入札者に情報提供を行う。

（開札の実行）

第１７条　開札日時に至ったときは、入札執行者は、遅滞なく、開札の手続を開始する。

２　前項の手続きを終えた後、入札執行者は、予定価格調書を開封し、電子入札システムに予定価格等の入力を済ませて一括開札を行う。

３　入札執行者は、一括開札を行った後、電子入札システムにより、入札参加者が入札に使用したＩＣカードの有効期限を確認するとともに、一般競争入札および公募型指名競争入札においては、入札に使用したＩＣカードが入札参加の申込みをした代表者のものであることを、一般競争入札（事後型）および指名競争入札においては、入札に使用したＩＣカードが代表者の名義で取得したものであることを確認する。

４　一般競争入札（事後型）による場合は、入札執行者および入札立会人が落札候補者を確認した上で決定し、入札参加資格確認申請書等提出依頼書を落札候補者に、事後審査通知書を落札候補者を含む入札参加者に送信する。

５　入札が総合評価落札方式による場合は、開札後、落札決定の保留を行うこととし、この場合の手続は、第２１条第２項から第４項までの規定を準用する。

（落札決定）

第１８条　落札者を決定することができる場合には、入札執行者および町の入札立会人は、落札を確認した上で、入札執行者が電子入札システム上で署名を行う。

２　入札執行者は署名の後、落札決定通知書を入札者に送信する。

３　開札結果は、入札執行後、設計図書、契約書等と一括して保管するものとする。

４　一般競争入札（事後型）による場合は、開札後、入札参加資格の確認を行った上で、落札決定を行う。

５　入札が総合評価落札方式による場合は、総合評価結果および落札決定について学識経験者等の意見を聴取した後に、技術評価点を電子入札システムに入力し、落札決定を行う。

（電子くじ引きによる落札者の決定）

第１９条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上ある場合または総合評価落札方式による入札において評価値が同点となった場合には、電子くじ引きを実施して落札者を決定する。

２　電子くじ引きを実施して落札者を決定した場合には、前条の規定による手続を行う。

（入札の打切り）

第２０条　入札の執行回数は、２回までとし、第２回目の入札で落札者がない場合には、入札執行者は不落随契（再度の入札を実施し落札者がないことを理由とする随意契約をいう。以下同じ。）への移行を判断し、不落随契に移行しないときには入札を打ち切る。

２　一般競争入札および一般競争入札（事後型）において入札参加者がない場合ならびに公募型指名競争入札および通常指名競争入札において入札参加者が２人未満となった場合には、入札を打ち切る。

３　前２項の場合において、入札執行者および町の入札立会人は、入札の打切りを確認した上で、入札執行者が電子入札システム上で署名を行う。

４　入札執行者は、前項の署名の後、取止め通知書を入札者に送信する。

５　第１８条第３項の規定は、取止め通知書を送信した後の手続に準用する。

（落札決定の保留等）

第２１条　低入札調査基準価格を設けた場合において低入札価格調査を実施する必要があるときには、落札決定を保留する。

２　入札執行者および町の入札立会人は、落札決定の保留を確認した上で、入札執行者が電子入札システム上で署名を行う。

３　入札執行者は署名の後、保留通知書を入札者に送信する。

４　第１８条第３項の規定は、保留通知書を送信した後の規定に準用する。

５　低入札価格調査を実施して落札者が決定した場合には、第１８条第１項および第２項の規定によることとし、開札結果は、設計図書、契約書等と一括して保管するものとする。

（再度の入札）

第２２条　第１回目の入札において落札者がなく、かつ第２０条第２項の規定に該当しないときは、再度の入札を行うこととし、再度入札通知書を入札者に送信する。

２　再度の入札を行う場合においては、第１４条および第１６条から第１９条までの規定を準用し、遅滞なく、開札の手続を行う。

３　再度の入札を行う場合において、入札参加者のうちに、開札日時に有効期限の経過したＩＣカードを使用して入札書の送信を行った者があった場合には、この者は再度の入札には参加させないものとする。ただし、必要により開札日時を変更した場合で、変更前の開札日時においてはＩＣカードが有効であった場合には、この限りでない。

（不落随契）

第２３条　不落随契を締結するために見積りの徴取を実施する場合には、見積依頼通知書を見積書の提出を依頼する者に送信する。

２　見積依頼通知書は、落札者が決定する見込みのある限り、最低制限価格を下回る入札その他の無効な入札を行った者を除き、再度の入札に参加した者のうち最も低い価格を入札した者から順にこれを送信する。

３　見積書を送信した者は、見積書を送信した証拠として、見積書受信確認通知を保管しなければならない。

４　入札執行者は、見積書受付締切日時に至ったときは、見積りを依頼した者に対して見積締切通知書を送信する。

５　見積書受付締切日時を経過した後は、見積書の提出または送信を受け付けない。

（開札結果の公表）

第２４条　開札結果の公表については、入札情報サービスシステムによるほか、当分の間、従前の方法によるものとする。

（補則）

第２５条　この基準に定めるほか、福井県が実施する電子入札およびこれに関する一連の手続の運用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附　則

この基準は、平成２６年１０月１５日から施行する。